

資料第2

第 508 回 福井地方最低賃金審議会 (R5.11.30)

番号	資料名	頁
1	令和 5 年 11 月 28 日 厚生労働省発表 令和 5 年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況	1～14
2	令和 5 年 11 月 28 日 中小企業庁 価格交渉促進月間(2023 年 9 月)フォローアップ調査の 結果について(速報版)	1～11



令和5年11月28日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 田中 伸彦

室長補佐 齋藤 由佳

担当係 賃金第二係(内線 7653・7638)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 3147

令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁
結果の概要	
1 賃金の改定の実施状況	4 頁
2 賃金の改定額及び改定率	5 頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況	7 頁
4 賃金カットの実施状況	9 頁
5 賃金の改定事情	9 頁
6 夏の賞与の支給状況	10 頁
7 労働組合からの賃上げ要求状況	10 頁
統計表	11 頁

令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/12-23.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」

※ 生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

(3) 調査対象

事業所母集団データベース（令和3年次速報フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所）を母集団として、主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

注：本調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる労働者のうち、以下①②のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている労働者としている。

3 調査事項

- (1) 企業の属性
- (2) 賃金の改定に関する事項
- (3) 賃金の改定事情に関する事項
- (4) 賞与支給に関する事項
- (5) 労働組合との交渉経過

4 調査の実施時期及び方法

(1) 調査の実施時期

令和5年7月20日～8月10日

(2) 調査の方法

厚生労働省が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法で実施した。

5 調査系統

厚生労働省－調査対象企業

6 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成割合等を算出した。

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象企業数は3,620社、有効回答企業数は1,901社で、有効回答率は52.5%であった。

主な用語の定義

「常用労働者」

本調査では、雇用期間を定めず雇用されている労働者をいい、日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長 イ) 理事、取締役などの役員 ウ) 家族従業員

「1人平均賃金」

所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

「諸手当」

能率手当、生産手当、役付手当、特殊勤務手当、技能手当、技術手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当及びその他の手当をいう。

「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。（下図参照）

賃金の改定

◆ 賃金表^(注)の改定

（増額）ベースアップ（ベア）

賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き上げることを行う。

（減額）ベースダウン

賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き下げることを行う。

◆ 定期昇給（定昇）

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほか、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

◆ 諸手当の改定

各種手当の改定のことをいう。ただし、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を除く。

◆ 賃金カット

賃金表^(注)等を変えずに、ある一定期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額することをいう。役員報酬のカットや、育児等による短時間勤務の結果による減額は含まない。

これらにより、賃金の改定を実施した結果

改定前との差額（1人平均賃金）が

〔 プラスの場合 ⇒ 1人平均賃金を引き上げた・引き上げる
 ゼロ又はマイナスの場合 ⇒ 1人平均賃金を引き下げた・引き下げる

注：「賃金表」とは、学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたものをいう。

「1人平均賃金の改定額」

1人平均賃金の改定後と改定前の差額をいう。

「1人平均賃金の改定率」

1人平均賃金の改定額の改定前1人平均賃金に対する割合をいう。

「管理職」

常用労働者のうち、部長、課長、支店長など組織の管理に従事する者をいう。なお、具体的な範囲については各社の規定による。

「一般職」

管理職以外の常用労働者をいう。

利用上の注意

1 平均値について

1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。

2 統計表等に用いている符号

「0.0」 …… 表章単位未満のもの。

「-」 …… 当該集計値がないもの。

「…」 …… 当該数値が不詳若しくは表章することが不適当なもの。

「△」 …… 減少数（率）であるもの。

3 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

令和5年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は89.1%（前年85.7%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.2%（同0.9%）、「賃金の改定を実施しない」は5.4%（同6.2%）、「未定」は5.3%（同7.3%）となっている。

産業別にみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」では、「建設業」が99.7%（同95.4%）、次いで「製造業」が97.4%（同94.8%）と高くなっており、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」では、「宿泊業、飲食サービス業」が1.1%（同1.6%）と高くなっている。（第1表、付表1）

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している						賃金の改定を実施しない ⁴⁾	未定 ⁵⁾
		小計 ¹⁾	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	改定の実施時期 ²⁾				
					1～8月のみ ³⁾	9～12月のみ ³⁾	1～8月及び9～12月 ³⁾		
令和5年	100.0	89.2	89.1	0.2	79.1	5.1	5.0	5.4	5.3
5,000人以上	100.0	97.7	97.3	0.5	89.6	3.4	4.7	1.3	1.0
1,000～4,999人	100.0	93.8	93.3	0.5	85.3	2.6	5.9	2.8	3.4
300～999人	100.0	93.1	93.1	-	83.5	3.7	5.9	2.1	4.8
100～299人	100.0	87.6	87.4	0.2	77.2	5.8	4.7	6.7	5.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	90.9	90.9	-	90.9	-	-	-	9.1
建設業	100.0	100.0	99.7	0.3	91.0	-	9.0	-	-
製造業	100.0	97.7	97.4	0.3	91.5	2.2	4.0	1.6	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.9	92.9	-	88.1	1.1	3.7	-	7.1
情報通信業	100.0	91.8	91.8	-	80.7	4.6	6.5	1.9	6.3
運輸業、郵便業	100.0	71.0	71.0	-	62.7	7.0	1.3	14.5	14.5
卸売業、小売業	100.0	89.3	89.2	0.1	79.8	3.9	5.5	5.4	5.4
金融業、保険業	100.0	91.4	91.0	0.3	82.9	3.8	4.7	1.7	6.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	92.3	92.3	-	89.6	1.0	1.7	5.4	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	91.4	91.4	-	85.5	1.2	4.7	4.3	4.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.5	77.4	1.1	62.0	11.4	5.1	8.1	13.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	79.4	79.4	-	63.4	11.9	4.2	12.4	8.2
教育、学習支援業	100.0	85.4	85.4	-	73.7	2.8	8.9	6.1	8.5
医療、福祉	100.0	85.6	85.6	-	69.5	6.8	9.3	4.4	10.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	86.9	86.9	-	67.5	12.4	6.9	8.7	4.4
令和4年	100.0	86.6	85.7	0.9	74.9	6.7	4.9	6.2	7.3
5,000人以上	100.0	97.3	96.0	1.3	87.7	4.8	4.8	0.4	2.2
1,000～4,999人	100.0	92.2	91.9	0.3	81.4	2.6	8.2	4.5	3.3
300～999人	100.0	90.8	90.2	0.6	79.7	5.3	5.8	3.8	5.4
100～299人	100.0	84.6	83.7	1.0	72.7	7.5	4.4	7.1	8.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	86.6	86.6	-	86.6	-	-	13.4	-
建設業	100.0	95.4	95.4	-	73.3	17.2	4.9	4.6	-
製造業	100.0	95.7	94.8	0.8	89.0	1.9	4.8	1.7	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.4	92.4	-	77.3	8.5	6.6	7.6	-
情報通信業	100.0	89.3	89.3	-	77.2	2.8	9.4	5.8	4.9
運輸業、郵便業	100.0	75.6	75.6	-	60.2	12.7	2.6	10.3	14.1
卸売業、小売業	100.0	84.4	83.3	1.1	77.2	3.9	3.3	6.9	8.8
金融業、保険業	100.0	93.2	92.9	0.3	86.9	3.4	2.9	6.8	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	93.3	93.3	-	81.6	8.3	3.4	2.2	4.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	98.4	95.7	2.7	73.1	19.0	6.3	1.4	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	72.7	71.1	1.6	52.2	14.2	6.3	10.7	16.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	69.8	67.8	2.0	57.7	6.9	5.2	16.8	13.4
教育、学習支援業	100.0	82.0	80.9	1.0	70.7	1.0	10.2	10.9	7.1
医療、福祉	100.0	95.2	95.2	-	81.0	3.8	10.4	2.0	2.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	80.5	79.4	1.2	64.8	9.7	6.0	9.0	10.4

注：1) 「小計」は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

5) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

2 賃金の改定額及び改定率

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、賃金の改定状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金の改定額」は9,437円（前年5,534円）、「1人平均賃金の改定率」は3.2%（同1.9%）となっている。

このうち、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業についてみると、「1人平均賃金の改定額」は9,779円（同5,828円）、1人平均賃金を引き下げた企業については、△4,814円（同△4,022円）となっている。（第2表、第1図、付表2）

第2表 賃金改定区分・企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

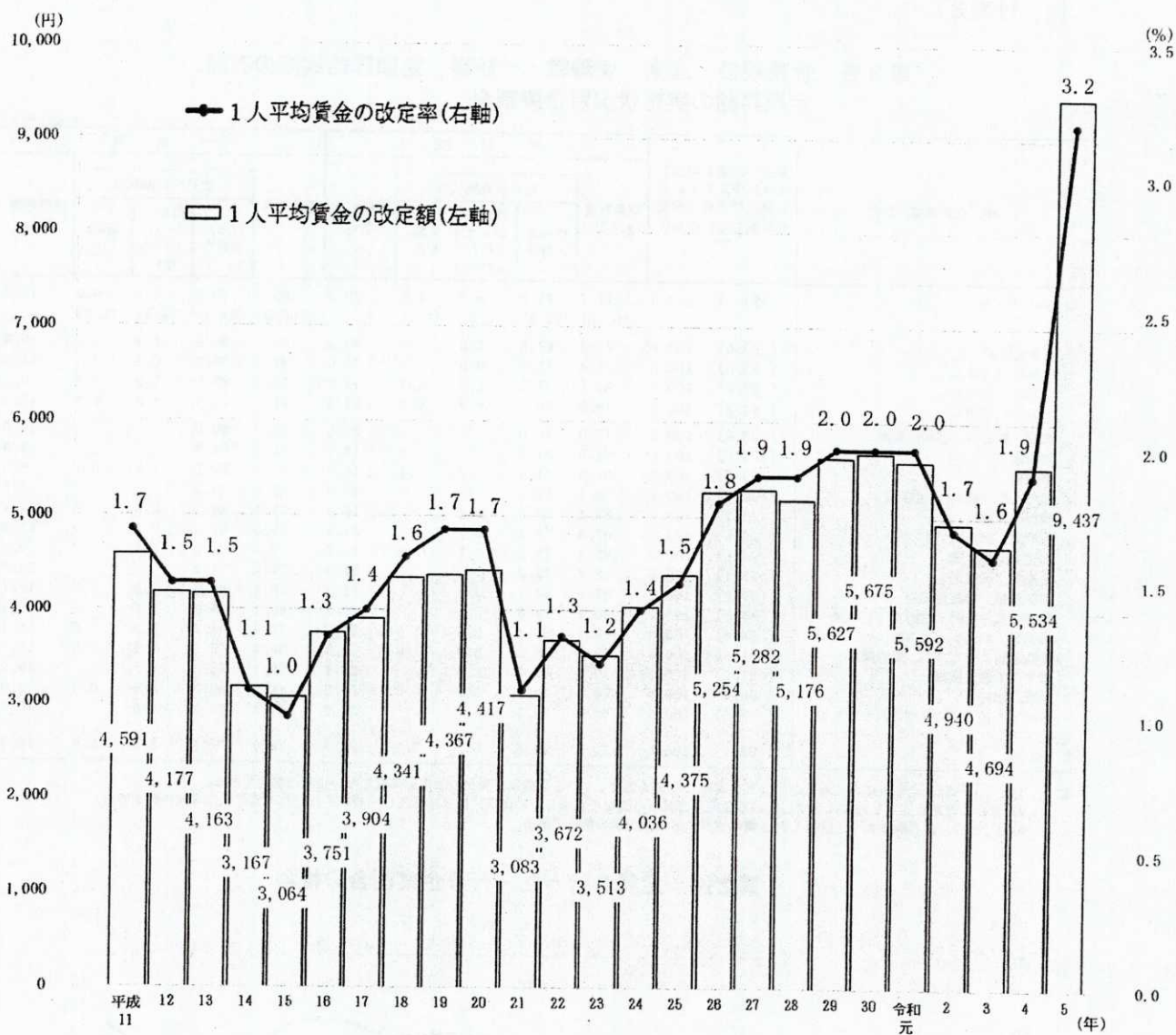
賃金改定区分・企業規模・産業	1人平均賃金の改定額（円）		1人平均賃金の改定率（%）	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
計	9,437	5,534	3.2	1.9
うち引上げ ¹⁾	9,779	5,828	3.4	2.1
うち引下げ ¹⁾	△ 4,814	△ 4,022	△ 0.2	△ 2.4
5,000人以上	12,394	6,478	4.0	2.0
1,000～4,999人	9,676	5,393	3.1	1.8
300～999人	9,227	5,658	3.2	2.0
100～299人	7,420	4,738	2.9	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	18,507	5,959	5.2	2.5
建設業	12,752	8,101	3.8	2.3
製造業	9,774	5,747	3.4	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	10,131	3,670	3.3	1.1
情報通信業	15,402	7,919	4.5	2.4
運輸業、郵便業	6,616	4,136	2.7	1.8
卸売業、小売業	8,763	5,148	3.1	1.9
金融業、保険業	10,637	5,341	3.2	1.5
不動産業、物品賃貸業	11,560	6,380	3.7	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	10,642	7,588	3.2	2.1
宿泊業、飲食サービス業	8,401	3,865	4.4	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	6,832	4,044	2.5	1.5
教育、学習支援業	7,682	5,543	2.7	1.9
医療、福祉	3,616	6,403	1.7	2.8
サービス業（他に分類されないもの）	6,343	4,286	2.2	1.8

注：賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

年次推移をみると、「1人平均賃金の改定額」、「1人平均賃金の改定率」とともに、平成23年調査以降増加傾向で推移し、令和2年、3年調査では低下したが、令和4年、5年調査では上昇した（第1図、付表2）。

第1図 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移



注: 賃金の改定を実施した又は予定していても決定していない企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

(1) 定期昇給制度の有無及び実施状況

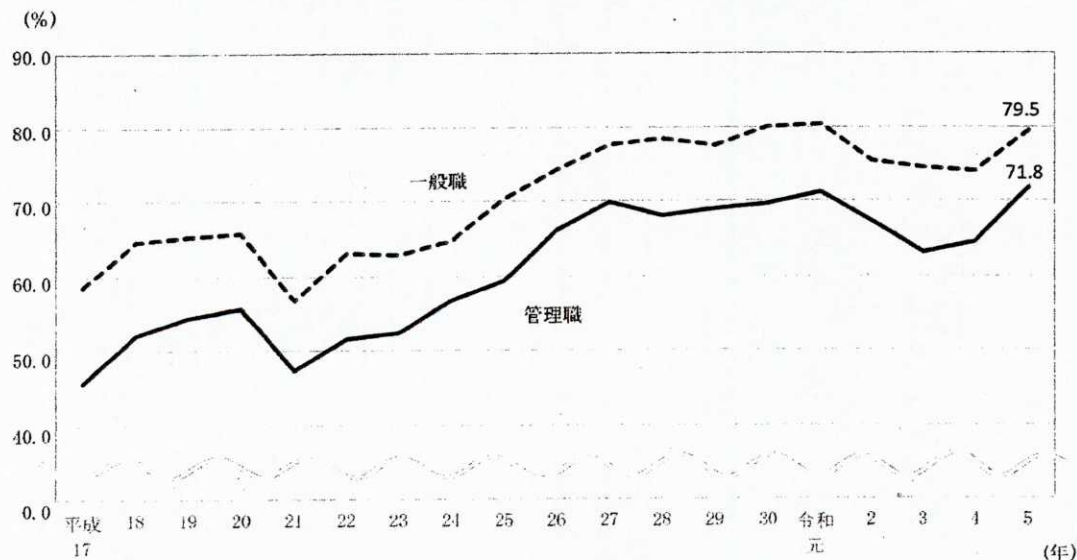
令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における管理職の定期昇給（以下「定昇」という。）制度のある企業の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」企業の割合は71.8%（前年64.5%）、「行わなかった・行わない」は5.0%（同5.8%）となっている。また、一般職の定昇制度のある企業の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」は79.5%（同74.1%）、「行わなかった・行わない」は3.7%（同3.3%）となっている。（第3表、第2図、付表3）

第3表 企業規模・産業、管理職・一般職、定期昇給制度の有無、定期昇給の実施状況別企業割合

年、企業規模・産業	賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 ¹⁾ 2)	管 理 職					一 般 職				
		定昇制度あり ³⁾	定昇の実施状況			定昇制度なし	定昇制度あり ³⁾	定昇の実施状況			定昇制度なし
			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	
令和5年	[94.7] 100.0	77.7 (100.0)	71.8 (92.3)	5.0 (6.4)	1.0 (1.3)	20.9	83.4 (100.0)	79.5 (95.3)	3.7 (4.5)	0.2 (0.2)	15.4
5,000人以上	[99.0] 100.0	70.3	67.5	2.8	-	29.2	89.1	85.9	3.1	-	10.9
1,000～4,999人	[96.6] 100.0	74.4	73.6	0.9	-	24.0	83.8	83.2	0.6	-	14.6
300～999人	[95.2] 100.0	81.5	77.7	2.2	1.7	17.8	90.1	87.9	1.9	0.3	9.2
100～299人	[94.3] 100.0	76.9	69.8	6.2	0.9	21.5	81.2	76.5	4.6	0.1	17.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[90.9] 100.0	70.0	70.0	-	-	30.0	90.0	90.0	-	-	10.0
建設業	[100.0] 100.0	81.8	81.8	-	-	13.9	91.3	91.3	-	-	4.3
製造業	[99.3] 100.0	84.5	81.6	1.8	1.1	15.3	91.1	89.2	1.8	0.1	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.9] 100.0	56.1	56.1	-	-	43.9	96.2	96.2	-	-	3.8
情報通信業	[93.7] 100.0	83.1	80.8	2.4	-	15.3	91.1	88.2	2.9	-	7.4
運輸業、郵便業	[85.5] 100.0	67.4	56.1	5.7	5.7	31.1	67.0	67.0	0.0	-	31.5
卸売業、小売業	[94.6] 100.0	82.4	73.9	8.5	-	14.5	87.9	81.0	6.9	-	9.8
金融業、保険業	[93.1] 100.0	72.2	72.2	-	-	27.8	77.2	77.2	-	-	22.8
不動産業、物品賃貸業	[97.8] 100.0	87.4	84.1	3.3	-	12.6	88.9	86.5	2.3	-	11.1
学術研究、専門・技術サービス業	[95.7] 100.0	80.2	73.3	6.9	-	16.3	89.1	83.9	5.2	-	7.4
宿泊業、飲食サービス業	[86.6] 100.0	65.7	55.4	8.5	1.8	34.2	71.0	63.4	5.8	1.8	28.7
生活関連サービス業、娯楽業	[91.8] 100.0	63.1	55.5	6.9	0.8	35.3	64.8	56.5	7.5	0.8	33.7
教育、学習支援業	[91.5] 100.0	70.3	65.7	4.6	-	28.1	80.1	75.5	4.6	-	19.9
医療、福祉	[90.0] 100.0	84.5	78.0	5.9	0.6	14.2	86.8	80.3	5.9	0.6	12.0
サービス業（他に分類されないもの）	[95.6] 100.0	62.9	54.2	8.7	-	36.9	69.2	62.2	7.0	-	30.6
令和4年	[92.7] 100.0	70.9	64.5	5.8	0.6	25.6	78.0	74.1	3.3	0.6	18.9

注： 1) [] 内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。
2) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業には管理職及び一般職それぞれの定昇制度有無不詳を含む。
3) () 内は、定昇制度ありと回答した企業の定昇の実施状況別の割合である。

第2図 定昇を行った・行う企業割合の推移



注：賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める割合である。

(2) 定期昇給制度とベースアップ等の区別の有無及び実施状況

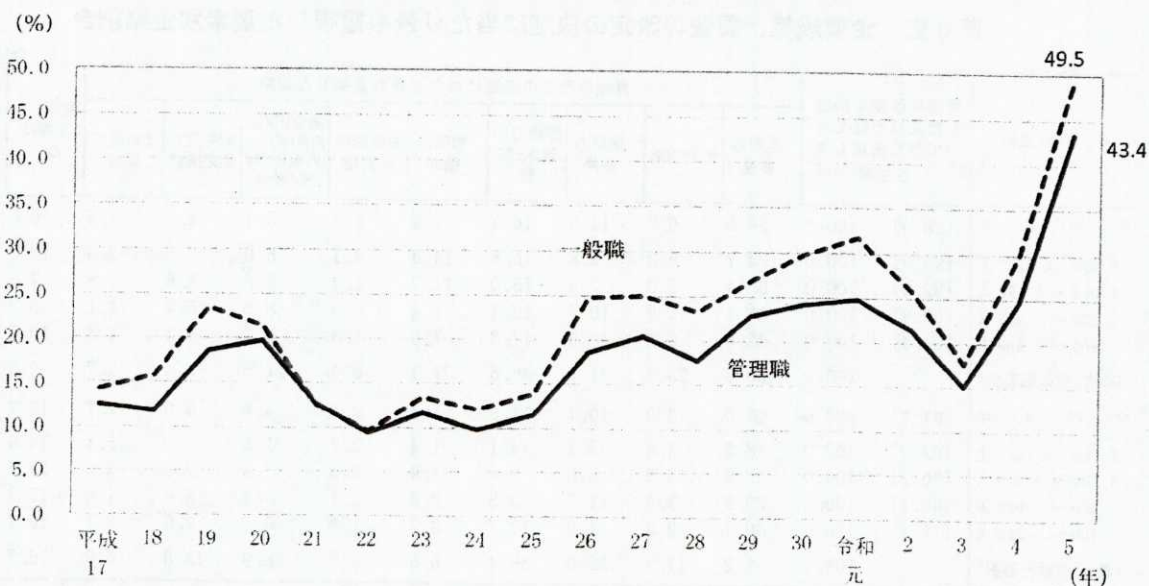
令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち定昇制度がある企業について、管理職のベースアップ（以下「ベア」という。）等の実施状況をみると、「ベアを行った・行う」企業の割合は43.4%（前年24.6%）、「ベアを行わなかった・行わない」は21.0%（同35.6%）となっている。また、一般職のベア等の実施状況をみると、「ベアを行った・行う」は49.5%（同29.9%）、「ベアを行わなかった・行わない」は18.2%（同33.8%）となっている。（第4表、第3図、付表4）

第4表 企業規模・産業、管理職・一般職、定期昇給とベア等の実施状況別企業割合

年、企業規模・産業	管 理 職							一 般 職						
	定昇制度がある企業 ^{1) 2)}	定昇とベア等の区別あり ³⁾	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし		定昇制度がある企業 ^{1) 2)}	定昇とベア等の区別あり ³⁾	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし	
			ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行わない					ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行わない		
令和5年	[77.7]	100.0	64.5	43.4	21.0	-	34.7	[83.4]	100.0	67.6	49.5	18.2	-	31.4
		(100.0)	(67.4)	(32.6)	(-)				(100.0)	(73.1)	(26.9)	(-)		
5,000人以上	[70.3]	100.0	79.9	51.8	28.1	-	15.9	[89.1]	100.0	83.2	68.4	14.8	-	14.2
1,000～4,999人	[74.4]	100.0	84.3	55.4	28.9	-	15.5	[83.8]	100.0	88.8	67.1	21.7	-	11.1
300～999人	[81.5]	100.0	74.6	47.3	27.3	-	24.8	[90.1]	100.0	78.0	55.0	23.0	-	21.9
100～299人	[76.9]	100.0	59.5	41.2	18.3	-	39.6	[81.2]	100.0	62.2	45.9	16.3	-	36.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[70.0]	100.0	100.0	71.4	28.6	-	-	[90.0]	100.0	100.0	77.8	22.2	-	-
建設業	[81.8]	100.0	50.7	42.0	8.7	-	49.3	[91.3]	100.0	55.9	48.9	6.9	-	44.1
製造業	[84.5]	100.0	65.0	49.5	15.5	-	34.4	[91.1]	100.0	65.8	54.6	11.2	-	33.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[56.1]	100.0	83.7	57.7	26.0	-	12.4	[96.2]	100.0	92.8	66.4	26.4	-	7.2
情報通信業	[83.1]	100.0	65.3	42.2	23.1	-	34.7	[91.1]	100.0	66.3	46.3	19.9	-	32.2
運輸業、郵便業	[67.4]	100.0	76.6	54.6	22.1	-	23.3	[67.0]	100.0	84.9	70.1	14.9	-	15.0
卸売業、小売業	[82.4]	100.0	63.8	41.1	22.7	-	34.0	[87.9]	100.0	69.8	48.7	21.0	-	28.5
金融業、保険業	[72.2]	100.0	83.8	49.3	34.4	-	16.2	[77.2]	100.0	85.6	54.7	30.9	-	14.4
不動産業、物品賃貸業	[87.4]	100.0	84.8	56.7	28.1	-	13.1	[88.9]	100.0	82.3	59.1	23.2	-	15.7
学術研究、専門・技術サービス業	[80.2]	100.0	78.5	40.1	38.4	-	21.5	[89.1]	100.0	80.9	43.3	37.6	-	19.1
宿泊業、飲食サービス業	[65.7]	100.0	58.3	31.0	27.3	-	40.5	[71.0]	100.0	54.6	29.1	25.5	-	44.8
生活関連サービス業、娯楽業	[63.1]	100.0	58.7	35.3	23.4	-	41.0	[64.8]	100.0	59.6	34.5	25.1	-	40.2
教育、学習支援業	[70.3]	100.0	51.9	26.3	25.6	-	45.9	[80.1]	100.0	52.7	28.3	24.4	-	45.4
医療、福祉	[84.5]	100.0	54.3	21.7	32.6	-	44.3	[86.8]	100.0	56.3	22.5	33.7	-	42.4
サービス業（他に分類されないもの）	[62.9]	100.0	57.0	32.4	24.6	-	43.0	[69.2]	100.0	65.7	40.8	24.8	-	34.3
令和4年	[70.9]	100.0	60.4	24.6	35.6	0.2	38.1	[78.0]	100.0	63.7	29.9	33.8	0.0	34.8

注： 1) [] 内は、賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定昇制度がある企業の割合である。
2) 定昇制度がある企業には管理職及び一般職それぞれの定昇とベア等の区別の有無不詳を含む。
3) () 内は、定昇とベア等の区別ありと回答した企業のベア等の実施状況別の割合である。

第3図 ベアを行った・行う企業割合の推移



注： 管理職及び一般職それぞれの定昇制度がある企業に占める割合である。

4 賃金カットの実施状況

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業における「賃金カットを実施した又は予定している企業」の割合は6.3%（前年7.1%）となっている。これを賃金カットの対象者別にみると、「管理職のみ」は26.4%（同34.9%）、「一般職のみ」は31.0%（同30.6%）、「管理職と一般職」は40.6%（同34.4%）となっている。（第5表、付表5）

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

(単位：%)

年、企業規模	賃金カットを実施した 又は予定している 企業 ^{1) 2)}	管理職のみ			一般職のみ			管理職と一般職							
			一部	全員		一部	全員	一般職一部			一般職全員				
								管理職 一部	管理職 全員		管理職 一部	管理職 全員			
令和5年	[6.3]	100.0	26.4	24.5	1.9	31.0	31.0	-	40.6	39.1	38.3	0.8	1.5	-	1.5
5,000人以上	[5.7]	100.0	18.9	18.9	-	38.1	38.1	-	43.0	43.0	43.0	-	-	-	-
1,000～4,999人	[9.5]	100.0	14.8	14.8	-	29.5	29.5	-	55.7	55.0	55.0	-	0.7	-	0.7
300～999人	[4.5]	100.0	27.9	27.9	-	56.1	56.1	-	16.0	16.0	16.0	-	-	-	-
100～299人	[6.6]	100.0	27.6	25.0	2.6	25.5	25.5	-	44.2	42.3	41.2	1.1	1.9	-	1.9
令和4年	[7.1]	100.0	34.9	33.0	1.9	30.6	30.6	-	34.4	30.5	25.9	4.7	3.9	0.1	3.8
5,000人以上	[7.2]	100.0	33.8	27.3	6.5	13.6	13.6	-	52.7	46.2	39.7	6.5	6.5	-	6.5
1,000～4,999人	[6.4]	100.0	19.6	7.7	12.0	17.9	17.9	-	62.4	62.4	61.4	1.1	-	-	-
300～999人	[7.2]	100.0	55.4	52.6	2.9	21.3	21.3	-	22.9	22.5	20.9	1.6	0.4	0.4	-
100～299人	[7.1]	100.0	29.0	28.3	0.7	35.2	35.2	-	35.8	30.4	24.4	6.0	5.4	-	5.4

注：1) []内は、賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。
 なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。
 2) 賃金カットを実施した又は予定している企業には、賃金カットの対象者不詳も含む。

5 賃金の改定事情

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」の割合が36.0%（前年40.0%）と最も多くなっている。次いで「労働力の確保・定着」が16.1%（同11.9%）、「雇用の維持」が11.6%（同10.7%）となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。（第6表、付表6）

第6表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

(単位：%)

年、企業規模	賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業 ¹⁾	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素									重視した要素はない	不詳	
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他の要素			
令和5年	[86.0]	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5	3.3
5,000人以上	[95.9]	100.0	34.7	6.2	3.8	15.8	14.3	4.1	5.0	-	3.0	12.2	0.9
1,000～4,999人	[92.1]	100.0	35.4	5.2	7.3	15.0	11.7	1.4	5.6	1.6	2.8	7.3	6.7
300～999人	[90.8]	100.0	43.1	6.9	10.7	12.7	7.4	0.9	8.5	0.4	1.1	6.5	1.8
100～299人	[84.0]	100.0	33.8	6.8	12.3	17.3	7.6	1.3	3.9	1.3	1.5	10.6	3.5
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	50.3	23.4	41.3	46.5	27.1	8.4	11.5	6.4	2.7	9.5	3.3
令和4年	[81.7]	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7	4.0
5,000人以上	[92.9]	100.0	48.8	6.8	3.8	14.1	1.4	2.7	1.0	-	5.8	14.0	1.7
1,000～4,999人	[90.2]	100.0	40.9	3.8	5.6	9.9	1.9	2.6	3.9	2.4	2.2	23.7	3.2
300～999人	[86.4]	100.0	39.2	3.0	11.7	9.8	2.8	2.7	4.1	3.6	1.6	17.5	3.9
100～299人	[79.3]	100.0	40.1	2.9	11.0	12.7	0.7	1.8	5.0	2.9	3.1	15.7	4.2
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	55.2	17.2	35.0	39.4	6.8	9.8	8.9	13.8	4.9	16.7	4.0

注：1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業の割合である。
 2) 「複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。

6 夏の賞与の支給状況

令和5年における夏の賞与の支給状況をみると、「支給した又は支給する（額決定）」企業の割合は86.0%（前年86.2%）、「支給するが額は未定」は4.9%（同4.3%）、「支給しない」は6.9%（同7.5%）となっている。

産業別にみると、「支給しない」では、「生活関連サービス業、娯楽業」が17.2%（同14.8%）と最も高くなっている。（第7表）

第7表 企業規模・産業、夏の賞与の支給状況別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業	全企業	令和5年				令和4年			
		支給した又は支給する (額決定)	支給するが額は未定	支給しない	未定である	支給した又は支給する (額決定)	支給するが額は未定	支給しない	未定である
計	100.0	86.0	4.9	6.9	2.2	86.2	4.3	7.5	2.0
5,000人以上	100.0	97.7	-	2.3	-	96.1	1.8	2.2	-
1,000～4,999人	100.0	95.1	2.2	2.1	0.5	96.2	1.1	2.2	0.6
300～999人	100.0	91.3	4.0	3.5	1.2	91.2	2.9	4.9	1.1
100～299人	100.0	83.6	5.5	8.3	2.6	83.6	5.1	8.8	2.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	81.8	18.2	-	-	85.4	14.6	-	-
建設業	100.0	91.3	8.7	-	-	95.1	-	4.6	0.3
製造業	100.0	94.3	3.5	1.8	0.4	92.2	3.4	4.0	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.1	-	3.9	-	88.4	-	11.6	-
情報通信業	100.0	83.8	3.9	12.3	-	90.6	-	9.4	-
運輸業、郵便業	100.0	79.4	6.1	9.7	4.8	84.9	9.0	3.0	3.0
卸売業、小売業	100.0	89.8	3.9	4.0	2.3	87.1	2.6	6.8	3.5
金融業、保険業	100.0	86.2	-	12.1	1.7	92.9	-	7.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	92.6	5.4	1.8	0.1	91.7	2.8	3.4	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	89.0	6.7	4.3	-	86.3	4.3	9.2	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	66.5	5.8	14.7	13.0	67.7	5.8	20.4	6.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	63.4	15.1	17.2	4.3	67.8	9.9	14.8	7.5
教育、学習支援業	100.0	72.6	12.4	15.1	-	76.4	6.6	14.1	3.0
医療、福祉	100.0	82.9	6.1	8.3	2.7	82.8	2.2	14.3	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	78.8	3.8	16.0	1.4	81.9	7.2	10.2	0.7

7 労働組合からの賃上げ要求状況

令和5年における労働組合がある企業の割合は20.5%（前年21.2%）となっている。

労働組合がある企業を100とした場合の、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上げ要求交渉があった」企業の割合は88.9%（同73.0%）、「賃上げ要求交渉がなかった」は9.0%（同26.0%）となっている。（第8表）

第8表 企業規模、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

(単位：%)

年、企業規模	労働組合がある企業 ¹⁾²⁾			労働組合がない企業 ¹⁾
		賃上げ要求交渉があった	賃上げ要求交渉がなかった	
令和5年	[20.5]	100.0	88.9	9.0 [79.5]
5,000人以上	[73.1]	100.0	90.0	7.4 [26.9]
1,000～4,999人	[55.8]	100.0	84.3	11.3 [44.2]
300～999人	[33.4]	100.0	88.5	7.9 [66.6]
100～299人	[13.3]	100.0	90.7	9.3 [86.7]
令和4年	[21.2]	100.0	73.0	26.0 [78.8]

注： 1) []内は、全企業に占める労働組合がある企業又は労働組合がない企業の割合である。

2) 労働組合がある企業には賃上げ要求交渉の有無不詳を含む。

統計表

付表 1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

(単位：%)

単位：％

年	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している						賃金の改定を実施しない ⁴⁾	未定 ⁵⁾
		小計 ¹⁾⁶⁾			改定の実施時期 ²⁾				
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1～8月のみ ³⁾⁷⁾	9～12月のみ ³⁾⁷⁾	1～8月及び9～12月 ³⁾⁷⁾		
昭和 57 年	100.0	97.6	…	…	92.1	1.1	4.3	1.0	1.4
58	100.0	95.7	…	…	90.8	1.9	3.0	2.5	1.8
59	100.0	97.5	…	…	92.3	2.0	3.2	1.4	1.1
60	100.0	97.0	…	…	91.8	2.0	3.1	1.9	1.1
61	100.0	97.5	…	…	93.7	1.7	2.1	2.0	0.5
62	100.0	96.9	…	…	92.8	1.7	2.4	2.2	0.9
63	100.0	97.1	…	…	93.9	0.8	2.4	2.2	0.7
平成 元 年	100.0	98.6	…	…	94.8	1.0	2.9	0.8	0.6
2	100.0	98.2	…	…	94.2	1.3	2.7	1.4	0.4
3	100.0	99.0	…	…	95.3	1.5	2.2	0.5	0.5
4	100.0	98.2	…	…	94.9	0.7	2.6	1.1	0.8
5	100.0	94.5	…	…	90.3	2.0	2.2	3.9	1.6
6	100.0	94.0	…	…	90.9	1.9	1.2	3.8	2.2
7	100.0	94.3	…	…	90.6	2.6	1.1	4.4	1.3
8	100.0	94.1	…	…	91.4	1.8	0.9	4.5	1.4
9	100.0	93.2	…	…	90.8	1.8	0.6	5.3	1.5
10 ⁶⁾	100.0	85.6	…	…	83.7	0.5	1.4	11.1	3.3
11	100.0	80.6	76.8	3.8	76.8	1.5	2.2	14.3	5.1
12	100.0	78.8	75.8	2.9	76.0	1.5	1.2	19.1	2.2
13	100.0	76.0	73.8	2.2	73.8	1.0	1.3	21.3	2.7
14	100.0	68.6	61.5	7.0	65.5	1.8	1.3	27.1	4.3
15	100.0	69.9	62.7	7.2	67.4	1.3	1.2	24.1	6.0
16	100.0	73.3	69.8	3.4	70.9	1.7	0.7	21.4	5.3
17	100.0	76.3	73.5	2.8	75.0	0.6	0.7	20.3	3.4
18	100.0	78.8	77.5	1.3	76.8	1.0	1.0	16.6	4.6
19	100.0	84.4	82.8	1.6	80.6	1.7	2.1	13.3	2.2
20 ⁷⁾	100.0	77.1	74.0	3.1	73.2	2.0	1.9	17.6	5.3
21	100.0	74.6	61.7	12.9	68.7	3.4	1.3	21.6	3.8
22	100.0	78.6	74.1	4.5	74.5	2.0	2.1	17.2	4.3
23	100.0	78.2	73.8	4.4	72.0	3.9	2.2	18.4	3.4
24	100.0	79.2	75.3	3.9	74.4	2.5	2.3	15.2	5.6
25	100.0	82.4	79.8	2.5	76.9	2.4	3.0	12.9	4.7
26	100.0	85.7	83.6	2.1	80.0	3.0	2.7	9.7	4.6
27	100.0	86.6	85.4	1.2	81.8	1.6	3.2	8.4	5.0
28	100.0	87.5	86.7	0.8	81.9	2.5	3.0	7.1	5.4
29	100.0	88.0	87.8	0.2	82.6	3.5	2.0	6.3	5.7
30	100.0	90.0	89.7	0.4	81.2	4.7	4.1	5.9	4.0
令和 元 年	100.0	90.3	90.2	0.0	80.8	5.7	3.8	5.4	4.3
2	100.0	83.6	81.5	2.1	76.7	3.4	3.6	9.5	6.9
3	100.0	81.7	80.7	1.0	74.0	4.6	3.1	10.1	8.2
4	100.0	86.6	85.7	0.9	74.9	6.7	4.9	6.2	7.3
5	100.0	89.2	89.1	0.2	79.1	5.1	5.0	5.4	5.3

注： 1) 「小計」は全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。また「小計」には改定の実施時期不詳を含む。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

5) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

6) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施した又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施した又は予定している（小計）」についても、平成11年調査以降とは接続しない。

7) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査している。

付表2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	1人平均賃金の 改定額 (円)	1人平均賃金の 改定率 (%)
昭和 57 年	12,802	7.0
58	8,787	4.6
59	9,130	4.7
60	10,218	5.0
61	9,506	4.5
62	7,988	3.6
63	9,731	4.4
平成 元 年	12,085	5.3
2	14,199	6.0
3	14,394	5.9
4	12,939	5.1
5	9,711	3.7
6	7,948	3.0
7	7,206	2.7
8	7,245	2.7
9	7,224	2.6
10 ¹⁾	6,079	2.3
11	4,591	1.7
12	4,177	1.5
13	4,163	1.5
14	3,167	1.1
15	3,064	1.0
16	3,751	1.3
17	3,904	1.4
18	4,341	1.6
19	4,367	1.7
20	4,417	1.7
21	3,083	1.1
22	3,672	1.3
23	3,513	1.2
24	4,036	1.4
25	4,375	1.5
26	5,254	1.8
27	5,282	1.9
28	5,176	1.9
29	5,627	2.0
30	5,675	2.0
令和 元 年	5,592	2.0
2	4,940	1.7
3	4,694	1.6
4	5,534	1.9
5	9,437	3.2
<うち引上げ ²⁾ >		
令和 4 年	5,828	2.1
5	9,779	3.4
<うち引下げ ²⁾ >		
令和 4 年	△ 4,022	△ 2.4
5	△ 4,814	△ 0.2

注 賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1) 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。

2) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

付表3 定期昇給の実施状況別企業割合の推移

(単位：％)

年	賃金の改定を実施した 又は予定している企業 及び賃金の改定を実施 しない企業 ^{1) 2)}		管 理 職 の 定 期 昇 給			一 般 職 の 定 期 昇 給		
			行った ・ 行う	行わな かった・ 行わない	延期 した	行った ・ 行う	行わな かった・ 行わない	延期 した
平成 17 年	[96.6]	100.0	45.6	9.2	0.8	58.6	8.9	0.7
18	[95.4]	100.0	52.0	7.4	0.2	64.6	7.8	0.3
19	[97.8]	100.0	54.4	6.9	0.1	65.3	6.8	0.1
20	[94.7]	100.0	55.7	10.6	1.0	65.8	9.1	0.8
21	[96.2]	100.0	47.3	18.2	1.9	56.7	17.0	3.6
22	[95.7]	100.0	51.6	13.7	0.9	63.1	11.1	1.5
23	[96.6]	100.0	52.4	15.0	1.2	62.9	13.5	0.9
24	[94.4]	100.0	56.7	11.2	0.7	64.7	9.7	0.8
25	[95.3]	100.0	59.4	8.8	0.6	70.3	6.9	0.7
26	[95.4]	100.0	66.1	6.7	0.2	74.3	5.4	0.4
27	[95.0]	100.0	69.9	6.1	0.4	77.6	5.5	0.1
28	[94.6]	100.0	68.1	5.0	0.8	78.4	3.3	0.5
29	[94.3]	100.0	69.0	6.3	0.6	77.5	5.0	0.4
30	[96.0]	100.0	69.7	8.1	0.6	80.1	4.5	0.6
令和 元 年	[95.7]	100.0	71.2	6.2	0.2	80.4	3.0	0.0
2	[93.1]	100.0	67.3	8.8	0.7	75.5	5.9	1.2
3	[91.8]	100.0	63.1	9.3	0.5	74.6	6.4	0.6
4	[92.7]	100.0	64.5	5.8	0.6	74.1	3.3	0.6
5	[94.7]	100.0	71.8	5.0	1.0	79.5	3.7	0.2

注：1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

2) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業には、管理職及び一般職それぞれにおいて、定昇制度がない企業及び定昇制度の有無不詳の企業を含む。

付表4 ベア等の実施状況別企業割合の推移

(単位：％)

年	管理職						一般職					
	定昇制度がある企業 ^{1) 2)}	定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定昇制度がある企業 ^{1) 2)}	定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定昇制度がある企業 ^{1) 2)}	定昇とベア等の区別あり
			ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う			ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う		
平成 17 年	[55.6]	100.0	48.2	12.5	35.6	0.1	[68.2]	100.0	53.6	14.3	39.1	0.1
18	[59.6]	100.0	50.5	11.8	38.7	0.1	[72.7]	100.0	53.7	15.8	37.7	0.2
19	[62.5]	100.0	50.3	18.6	31.3	0.5	[73.6]	100.0	55.6	23.5	31.6	0.5
20	[67.4]	100.0	52.4	19.8	32.4	0.2	[75.6]	100.0	56.7	21.4	35.3	0.1
21	[67.5]	100.0	61.7	12.7	46.3	2.7	[77.2]	100.0	63.6	12.6	48.8	2.2
22	[66.3]	100.0	58.7	9.4	48.4	0.8	[75.7]	100.0	59.8	9.6	49.7	0.6
23	[68.6]	100.0	54.6	11.7	41.1	1.9	[77.2]	100.0	57.9	13.4	43.0	1.5
24	[68.6]	100.0	57.0	9.8	47.1	0.2	[75.3]	100.0	60.0	12.1	47.7	0.2
25	[68.9]	100.0	56.6	11.5	45.0	0.2	[77.9]	100.0	60.2	13.9	45.6	0.8
26	[73.0]	100.0	62.1	18.6	43.3	0.2	[80.0]	100.0	66.8	24.8	41.2	0.7
27	[76.3]	100.0	58.5	20.5	37.8	0.2	[83.1]	100.0	61.2	25.0	36.2	-
28	[73.9]	100.0	57.8	17.8	39.9	0.2	[82.2]	100.0	58.9	23.3	35.4	0.1
29	[75.9]	100.0	61.4	22.9	38.4	0.1	[82.8]	100.0	64.2	26.8	37.4	0.1
30	[78.3]	100.0	60.9	24.2	36.6	0.0	[85.1]	100.0	63.4	29.8	33.6	0.0
令和 元年	[77.5]	100.0	64.3	24.8	39.6	0.0	[83.5]	100.0	66.2	31.7	34.3	0.1
2	[76.8]	100.0	60.6	21.5	38.5	0.6	[82.5]	100.0	62.7	26.0	36.1	0.6
3	[73.0]	100.0	56.9	15.1	41.5	0.3	[81.6]	100.0	58.6	17.7	40.9	0.0
4	[70.9]	100.0	60.4	24.6	35.6	0.2	[78.0]	100.0	63.7	29.9	33.8	0.0
5	[77.7]	100.0	64.5	43.4	21.0	-	[83.4]	100.0	67.6	49.5	18.2	-

注：1) []内は、賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定昇制度がある企業の割合である。

2) 定昇制度がある企業には、管理職及び一般職それぞれにおいて、定昇とベア等の区別のない企業及び定昇とベア等の区別の有無不詳の企業を含む。

付表5 企業規模別賃金カットを実施した又は予定している企業割合の推移

企業規模	(単位：%)																		
	平成 17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5
計	15.3	9.7	10.2	9.3	30.9	23.0	15.2	12.8	14.5	9.0	9.5	10.7	6.3	6.1	6.0	10.9	7.7	7.1	6.3
5,000人以上	5.6	3.6	6.8	2.5	28.6	16.8	5.7	10.2	9.3	10.8	4.5	5.9	6.1	7.0	7.3	8.2	12.1	7.2	5.7
1,000～4,999人	8.3	10.2	2.3	4.8	31.3	24.7	11.5	14.9	11.1	8.7	8.3	8.4	6.4	6.5	6.0	7.7	10.2	6.4	9.5
300～999人	12.2	13.1	9.7	8.9	31.9	20.8	12.0	9.3	16.0	13.3	10.0	10.6	5.7	7.9	6.2	12.0	9.7	7.2	4.5
100～299人	17.3	8.2	11.2	10.0	30.5	23.7	16.7	13.7	14.4	7.6	9.6	11.1	6.6	5.5	5.9	10.9	6.8	7.1	6.6

注：賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。
なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業（予定を含む）と引き下げた企業（予定を含む）を含む。

付表6 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

年	賃金の改定を実施した又は 予定している 額も決定して いる企業	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素									重視した 要素は ない	不詳
		企業の 業績	世間相場	雇用の 維持	労働力の 確保・定 着	物価の 動向	労使関係 の安定	親会社又は 関連（パ ー）会社の 改定の動向	前年度の 改定実績	その他の 要素		
平成17年	100.0	75.2	8.4	4.3	4.2	0.3	1.9	...	...	5.6	...	...
18	100.0	63.5	8.6	6.4	7.2	0.6	6.2	...	...	7.5	...	...
19	100.0	70.8	5.4	6.9	9.2	0.1	0.8	...	...	6.9	...	...
20 ¹⁾	100.0	66.2	5.6	6.6	9.4	0.7	2.9	...	...	8.7	...	...
21	100.0	61.6	3.2	5.2	3.9	0.1	2.4	5.2	1.5	3.2	8.7	5.0
22	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
23	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5	0.6
24	100.0	52.0	3.6	5.8	3.8	0.5	1.5	6.3	4.1	2.5	18.3	1.6
25	100.0	58.6	1.9	2.5	3.9	0.2	2.4	5.0	2.0	3.5	18.9	1.1
26	100.0	50.7	4.7	5.2	5.8	1.2	2.7	4.6	2.6	4.0	17.2	1.3
27	100.0	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4.4	3.0	15.0	1.4
28	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2.7	0.9	15.7	1.8
29	100.0	55.0	5.1	3.9	8.7	0.1	1.4	4.6	4.0	2.8	13.1	1.3
30	100.0	50.4	4.5	7.0	9.0	0.1	2.1	5.5	2.5	1.4	16.3	1.3
令和元年	100.0	50.0	6.2	6.5	9.9	0.2	1.7	4.0	4.8	1.6	13.8	1.2
2	100.0	49.0	3.0	8.0	8.0	0.5	2.0	4.0	4.7	1.5	16.2	3.2
3	100.0	47.3	3.0	9.0	8.2	0.0	2.2	5.0	3.6	3.9	17.0	0.6
4	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7	4.0
5	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5	3.3

注：1) 平成20年調査以前は賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を100.0%とした割合であり、比較の際は注意を要する。

価格交渉促進月間（2023年9月） フォローアップ調査の結果について （速報版）

令和5年11月28日
中小企業庁

2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2023年9月で5回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施し、結果を取りまとめ。
（※11月28日時点における速報版。個別業種ごとの交渉・転嫁等も含めた確報版は12月以降公表の予定）

①アンケート調査

○調査の中身、業種

中小企業等に、発注側の事業者（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

- 配布先の企業数 30万社
- 調査期間 2023年10月10日～11月10日
- 回答企業数 35,175社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ42,924社）
（参考：2023年3月調査：17,292社、2022年9月調査：15,195社）
- 回収率 11.7%（※回答企業数/配布先の企業数）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、商慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や、発注側企業との間で、十分な価格交渉が行われていない状況が見られた事業者等も含め、対象先を選定。

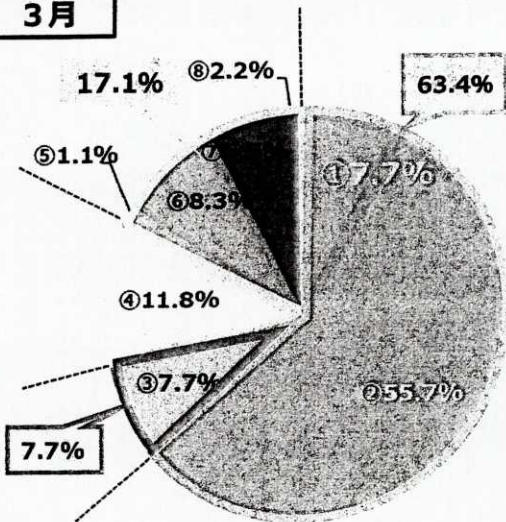
- 調査期間 2023年10月23日～12月6日（予定）
- ヒアリング件数 約2,000社

価格交渉の状況

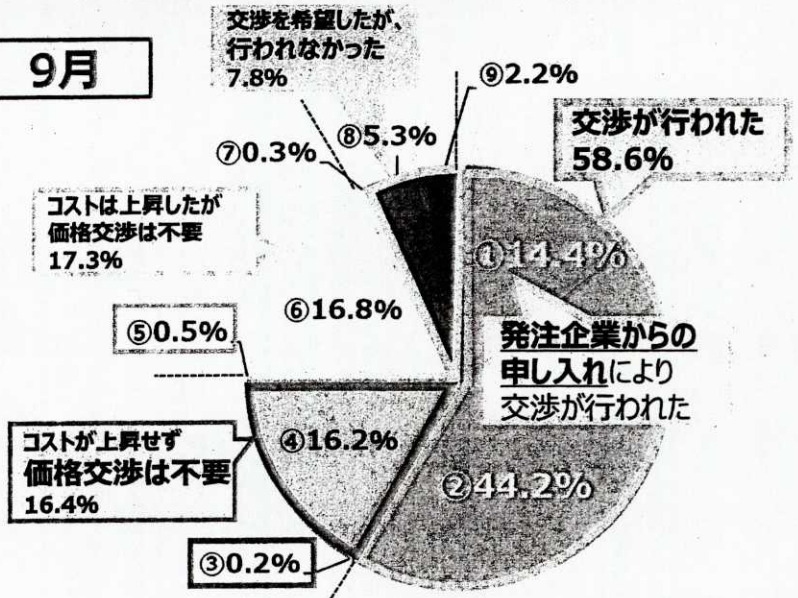
- 「発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、3月時点から概ね倍増（下図の黄色①：7.7%→14.4%）。
- また、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は10ポイント程度、減少（ピンク色：17.1%→7.8%）。
- 「コストが上昇せず、価格交渉は不要」と回答した受注企業の割合（下図の緑色）が16.4%。3月時点より約8ポイント増加（7.7%→16.4%）。コスト上昇が一服、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格交渉を不要と考える企業が増加。
⇒ 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある。
- 【残る課題】「コスト上昇したが、下請の方から『価格交渉は不要』と判断し、交渉しなかった」割合が16.8%存在。⇒ この中には、「交渉資料を準備できない」、「価格改定の時期が数年に1度」等の理由で、機動的な価格交渉が出来ていない者も残る。

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

3月



9月



n=20,722 ※①～⑨の凡例（中小企業への質問項目）は次ページ参照 n=42,924

2

（参考）価格交渉【アンケート質問票と回答分布】

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

3月

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	7.7%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	55.7%
③	コストが上昇していないため、自社から交渉を申し出なかった。	7.7%
④	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	11.8%
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れはあったが、発注減少や取引中止を恐れ、辞退した。	1.1%
⑥	コストが上昇したが、発注企業から申し入れはなく、発注減少や取引中止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	8.3%
⑦	コストが上昇しているのに、発注企業に交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	5.5%
⑧	発注企業から、減額の交渉の申し入れがあった。又は、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。	2.2%

n=20,722

9月

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	14.4%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	44.2%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.8%
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	5.3%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	2.2%

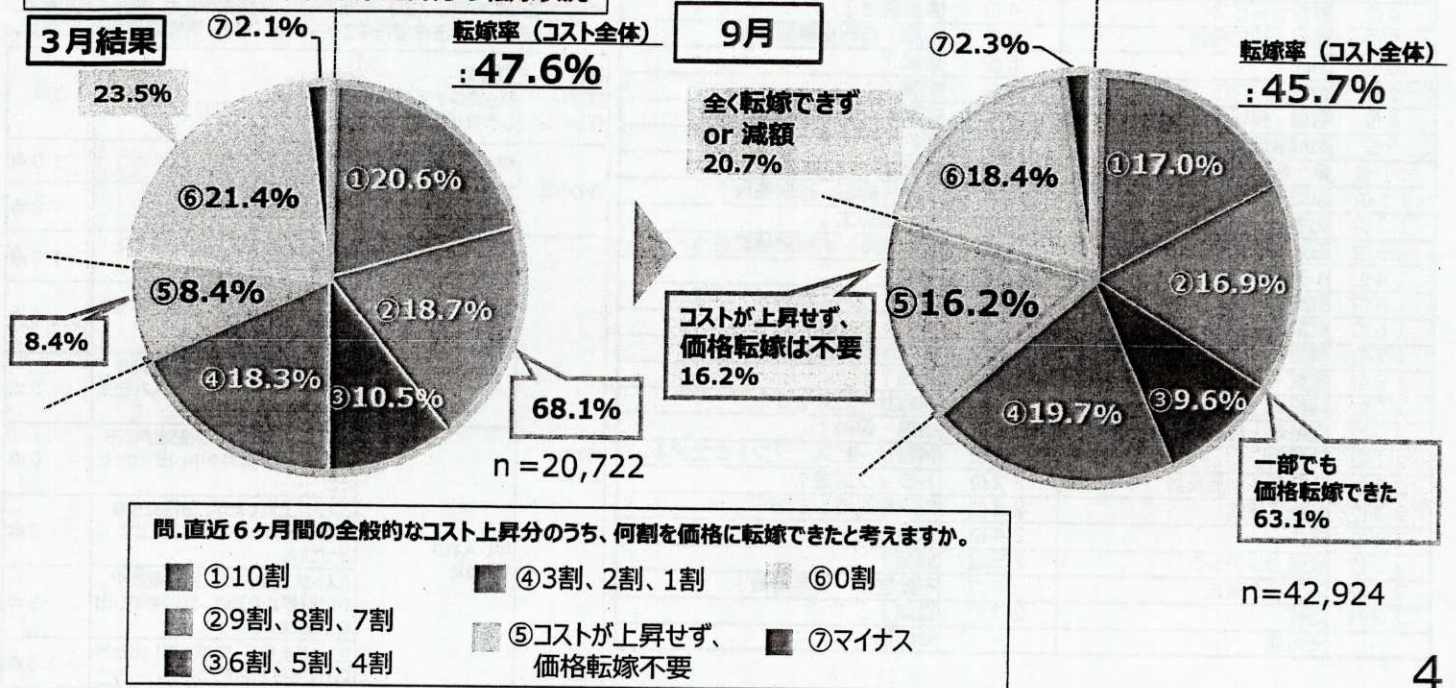
n=42,924

3

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の転嫁率は、3月時点より微減（47.6%→45.7%）。⇒交渉だけでなく、より高い比率での転嫁が課題。
- 一方で、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」の割合（下図緑色⑤）が約2倍に増加（8.4%→16.2%）。
⇒ コスト上昇が一服し、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格転嫁を不要と考える企業が増加傾向。
- また、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は減少（下図ピンク：23.5%→20.7%）。
⇒ 価格転嫁の裾野は広がりつつある。今後は、この裾野の拡大に加えて転嫁率の上昇を図っていくことが重要。

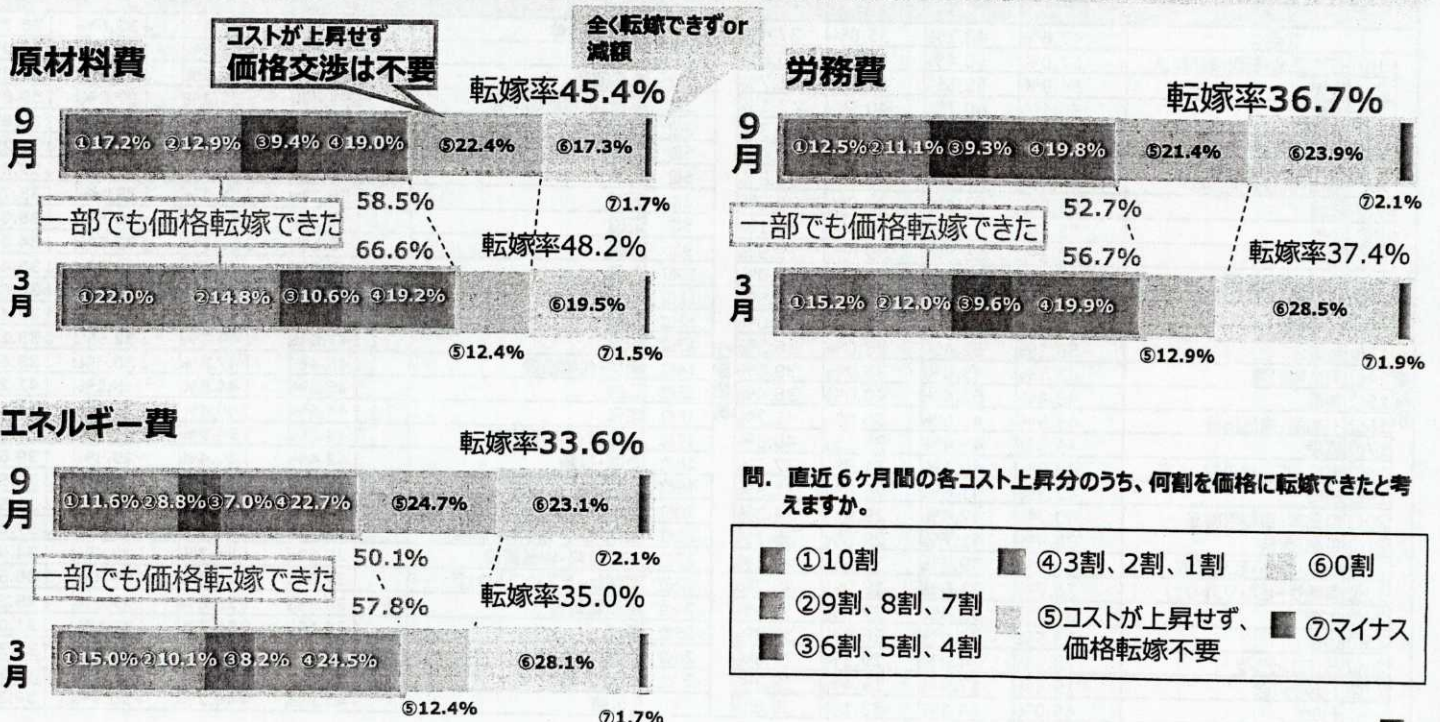
直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況



4

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- コスト要素毎に見ても、原材料費、エネルギー費、労務費のいずれについても、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」（下記の緑色）が、約10ポイント増加。
- 3月時点と同様、労務費、エネルギー費は、原材料費と比較して約10ポイント低い水準。



5

価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 機械製造（2位）、化学（3位）、自動車・自動車部品（8位）、印刷（9位）、広告（18位）は、3月調査よりも5段階以上、順位が上昇。

順位	2023年3月	順位	2023年9月
1位	造船	1位	造船→
2位	繊維	2位	機械製造↑↑
3位	食品製造	3位	化学↑↑
4位	飲食サービス	4位	食品製造↓
5位	建材・住宅設備	5位	電機・情報通信機器↑
6位	卸売	6位	金属↑
7位	金属	7位	繊維↓↓
8位	電機・情報通信機器	8位	自動車・自動車部品↑↑↑
9位	機械製造	9位	印刷↑↑↑
10位	紙・紙加工	10位	卸売↓
11位	製薬	11位	鉱業・採石・砂利採取↑↑
12位	化学	12位	紙・紙加工↓
13位	石油製品・石炭製品製造	13位	石油製品・石炭製品製造→
14位	小売	14位	建設↑↑
15位	廃棄物処理	15位	電気・ガス・熱供給・水道↑
16位	鉱業・採石・砂利採取	16位	小売↓
17位	情報サービス・ソフトウェア	17位	建材・住宅設備↓↓↓
18位	電気・ガス・熱供給・水道	18位	広告↑↑
19位	建設	19位	飲食サービス↓↓↓
20位	自動車・自動車部品	20位	金融・保険↑
21位	印刷	21位	情報サービス・ソフトウェア↓
22位	不動産・物品賃貸	22位	トラック運送↑
23位	金融・保険	23位	廃棄物処理↓↓
24位	広告	24位	放送コンテンツ↑
25位	放送コンテンツ	25位	通信↑
26位	トラック運送	26位	不動産・物品賃貸↓
27位	通信	27位	製薬↓↓↓
—	その他	—	その他

※ 表中、↑↓→は前回3月調査と比較した結果の上り下りを示す。
矢印の数は、3月時点と比較した場合の順位変動幅の大きさを示す。
(例) ↑：1～4段階の上昇、↑↑：5～9段階上昇、
↑↑↑：10段階以上上昇

※ 2 価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。(例) 家電メーカー(発注者)が、トラック運送業者(受注者)に運送を委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉が行われたか	質問② 発注企業から交渉し入れがあったか	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった		10点
	申し入れがなかった		8点
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、申し入れを辞退したため	5点
	申し入れがなかった	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	0点
		コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	0点
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	-5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが応じてもらえなかったため	-10点

6

価格転嫁 業種別【前回（本年3月）調査との比較】

- 化学、自動車・自動車部品等の12業種において、3月時点と比較して転嫁率が上昇。
- 3月調査と同様に、トラック運送、放送コンテンツの転嫁率が低い、いずれも、3月調査よりは約4ポイント上昇。

2023年3月		各業種別の転嫁率				2023年9月		各業種別の転嫁率			
		コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費			コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費
①全体		47.6%	48.2%	35.0%	37.4%	①全体		↓45.7%	↓45.4%	↓33.6%	↓36.7%
1位	石油製品・石炭製品製造	57.0%	50.4%	45.8%	45.8%	1位	化学	↑↑59.7%	↑57.9%	↑45.4%	↑47.0%
2位	卸売	56.9%	55.5%	41.5%	41.7%	2位	食品製造	↑53.6%	↑52.5%	↑37.4%	↑39.8%
3位	造船	56.1%	60.1%	40.5%	42.1%	3位	電機・情報通信機器	↓53.4%	↓55.2%	↑37.8%	↑39.8%
4位	食品製造	55.8%	55.2%	39.9%	39.3%	3位	機械製造	↑53.4%	↓55.4%	↑38.9%	↑39.8%
5位	飲食サービス	55.6%	55.8%	37.3%	41.4%	5位	飲食サービス	↓52.3%	↓47.8%	↓34.5%	↓36.2%
6位	電機・情報通信機器	55.4%	57.1%	36.7%	38.8%	6位	製薬	↑50.7%	↓49.3%	↓29.4%	↓27.8%
7位	繊維	54.8%	54.5%	38.9%	38.2%	6位	卸売	↓50.7%	↓50.7%	↓35.2%	↓35.7%
8位	小売	53.7%	53.3%	38.3%	39.1%	8位	造船	↓50.1%	↓53.3%	→40.5%	↓38.6%
9位	化学	53.3%	56.8%	39.6%	39.9%	9位	金属	↓49.1%	↓50.9%	↓35.6%	↓34.8%
9位	建材・住宅設備	53.3%	53.3%	36.5%	37.0%	10位	小売	↓49.0%	↓47.6%	↓33.5%	↓35.4%
11位	機械製造	52.2%	55.7%	36.5%	37.5%	11位	紙・紙加工	↓48.7%	↓48.6%	↓34.0%	↓34.0%
11位	紙・紙加工	52.2%	52.3%	35.9%	35.0%	12位	印刷	↑↑48.6%	↑49.3%	↑29.7%	↑33.4%
13位	金属	50.2%	52.4%	38.0%	36.3%	13位	繊維	↓↓47.5%	↓44.3%	↓32.5%	↓33.1%
14位	廃棄物処理	48.5%	43.6%	35.9%	39.6%	14位	建材・住宅設備	↓↓45.4%	↓47.8%	↓30.4%	↓33.6%
15位	製薬	48.4%	52.4%	40.0%	38.4%	15位	建設	↑45.2%	↓44.6%	→35.1%	↑41.2%
16位	不動産・物品賃貸	46.5%	45.0%	36.6%	41.7%	16位	広告	↑↑44.6%	↑40.4%	↑30.0%	↑39.8%
17位	建設	44.3%	45.4%	35.1%	40.6%	17位	自動車・自動車部品	↑44.3%	↑50.9%	↑37.5%	↑28.6%
18位	電気・ガス・熱供給・水道	43.0%	40.1%	31.5%	37.7%	18位	金融・保険	↑42.4%	↓40.4%	→29.8%	↑39.6%
19位	印刷	42.3%	41.6%	26.8%	31.3%	19位	石油製品・石炭製品製造	↓↓42.1%	↓46.1%	↓32.2%	↓29.8%
20位	自動車・自動車部品	40.7%	47.4%	29.9%	24.3%	20位	鉱業・採石・砂利採取	↑41.9%	↑39.5%	↑36.1%	↓32.5%
21位	金融・保険	38.9%	41.7%	29.8%	35.3%	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↓41.1%	↑41.1%	↓32.2%	↓37.0%
22位	鉱業・採石・砂利採取	37.2%	39.2%	34.5%	40.2%	22位	不動産・物品賃貸	↓39.6%	↓36.7%	↓29.4%	↓34.9%
23位	情報サービス・ソフトウェア	36.7%	21.0%	18.0%	45.7%	22位	情報サービス・ソフトウェア	↑39.6%	↑21.5%	↑18.3%	↑46.5%
24位	広告	34.0%	36.4%	27.8%	30.8%	24位	廃棄物処理	↓↓34.9%	↓28.8%	↓27.6%	↓28.6%
25位	通信	33.5%	33.0%	26.8%	34.8%	25位	通信	↓33.1%	↑35.7%	↓23.1%	↓31.0%
26位	放送コンテンツ	22.7%	24.0%	19.5%	21.8%	26位	放送コンテンツ	↑27.0%	↑29.0%	↑21.4%	↑32.3%
27位	トラック運送	19.4%	17.9%	19.4%	18.2%	27位	トラック運送	↑24.1%	↓17.2%	↑20.6%	↑19.1%
—	その他	45.0%	44.1%	33.1%	35.8%	—	その他	↓41.9%	↓40.2%	↓30.9%	↑36.3%

※3月時点との変化幅と矢印の数の関係

(例) ↑↑：1～4ポイントの上昇、↑↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑↑：10ポイント以上上昇

(参考) 業種別【価格交渉と価格転嫁との比較】

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）を認める割合も高い傾向（例：機械製造、化学）。
- 価格交渉は行いが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もあり（例：造船、自動車）、反対に、交渉は行われぬが、転嫁率が高い業界も存在（例：製薬、飲食サービス）。

価格交渉			価格転嫁		価格転嫁率
業種別	業種別		全体		45.7%
	1位	造船	1位	化学	59.7%
	2位	機械製造	2位	食品製造	53.6%
	3位	化学	3位	電機・情報通信機器	53.4%
	4位	食品製造	3位	機械製造	53.4%
	5位	電機・情報通信機器	5位	飲食サービス	52.3%
	6位	金属	6位	製薬	50.7%
	7位	繊維	6位	卸売	50.7%
	8位	自動車・自動車部品	8位	造船	50.1%
	9位	印刷	9位	金属	49.1%
	10位	卸売	10位	小売	49.0%
	11位	鉱業・採石・砂利採取	11位	紙・紙加工	48.7%
	12位	紙・紙加工	12位	印刷	48.6%
	13位	石油製品・石炭製品製造	13位	繊維	47.5%
	14位	建設	14位	建材・住宅設備	45.4%
	15位	電気・ガス・熱供給・水道	15位	建設	45.2%
	16位	小売	16位	広告	44.6%
	17位	建材・住宅設備	17位	自動車・自動車部品	44.3%
	18位	広告	18位	金融・保険	42.4%
	19位	飲食サービス	19位	石油製品・石炭製品製造	42.1%
	20位	金融・保険	20位	鉱業・採石・砂利採取	41.9%
	21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	電気・ガス・熱供給・水道	41.1%
	22位	トラック運送	22位	不動産業・物品賃貸	39.6%
	23位	廃棄物処理	22位	情報サービス・ソフトウェア	39.6%
	24位	放送コンテンツ	24位	廃棄物処理	34.9%
	25位	通信	25位	通信	33.1%
	26位	不動産業・物品賃貸	26位	放送コンテンツ	27.0%
	27位	製薬	27位	トラック運送	24.1%
	-	その他	-	その他	41.9%

8

(参考) 価格交渉と価格転嫁の関係

- 価格交渉が行われた企業のうち、「交渉自体には応じたものの、転嫁に全く応じなかった」企業の割合が高い業種は、トラック運送業、放送コンテンツ業、通信業など。
- これらの業種には、①コストに占める労務費の割合が高い、②多重下請構造や、多くの個人事業主が存在、等の傾向あり。

順位	業種名	価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率		コスト全体に占める 労務費の割合
			コスト全体	労務費	
-	全体	11.4%	45.7%	36.7%	40.2%
1位	飲食サービス	6.5%	52.3%	36.2%	29.9%
2位	鉱業・採石・砂利採取	7.0%	41.9%	32.5%	34.7%
3位	食品製造	7.2%	53.6%	39.8%	27.9%
4位	印刷	7.8%	48.6%	33.4%	35.6%
5位	卸売	7.9%	50.7%	35.7%	26.4%
6位	繊維	8.2%	47.5%	33.1%	38.2%
7位	化学	8.5%	59.7%	47.0%	33.8%
8位	電機・情報通信機器	8.8%	53.4%	39.8%	38.5%
9位	建材・住宅設備	8.9%	45.4%	33.6%	34.3%
10位	機械製造	9.0%	53.4%	39.8%	38.4%
11位	金属	10.1%	49.1%	34.8%	35.8%
12位	小売	10.6%	49.0%	35.4%	27.7%
13位	建設	11.4%	45.2%	41.2%	43.5%
14位	広告	11.6%	44.6%	39.8%	52.5%
15位	造船	12.2%	50.1%	38.6%	36.3%
16位	廃棄物処理	12.5%	34.9%	28.6%	43.5%
16位	紙・紙加工	12.5%	48.7%	34.0%	34.9%
18位	情報サービス・ソフトウェア	13.0%	39.6%	46.5%	79.5%
18位	製薬	13.0%	50.7%	27.8%	33.4%
20位	自動車・自動車部品	13.2%	44.3%	28.6%	34.8%
21位	石油製品・石炭製品製造	13.7%	42.1%	29.8%	35.3%
22位	電気・ガス・熱供給・水道	14.9%	41.1%	37.0%	43.5%
23位	金融・保険	16.3%	42.4%	39.6%	53.2%
24位	不動産業・物品賃貸	16.6%	39.6%	34.9%	46.2%
25位	通信	23.9%	33.1%	31.0%	56.6%
26位	放送コンテンツ	25.0%	27.0%	32.3%	61.8%
27位	トラック運送	29.2%	24.1%	19.1%	41.1%

9

(参考) 受注企業のコスト構造について

- 価格転嫁率と、各コスト要素の比率（原材料費、労務費、エネルギー費、その他のコスト比率）の関係をみると、転嫁率が高い業種ほど、原材料費の比率が高く、労務費の比率が低い傾向。

問、発注者に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー費、④その他の費用）、それぞれの費目は、コスト全体の約何割ずつになりますか。

転嫁率順位	業種	労務費	エネルギー費	原材料費	その他
1位	化学	33.8%	12.2%	43.2%	12.0%
2位	食品製造業	27.9%	15.2%	46.0%	12.0%
3位	電機・情報通信機器	38.5%	11.3%	39.1%	12.3%
3位	機械製造業	38.4%	12.1%	37.5%	13.3%
5位	飲食サービス	29.9%	12.0%	48.5%	11.4%
6位	製菓	33.4%	10.3%	41.3%	15.5%
6位	卸売	26.4%	13.6%	49.2%	12.1%
8位	造船	36.3%	11.8%	39.2%	13.8%
9位	金属	35.8%	15.3%	36.8%	13.9%
10位	小売	27.7%	12.4%	48.6%	13.0%
11位	紙・紙加工	34.9%	13.6%	40.3%	12.1%
12位	印刷	35.6%	12.1%	41.0%	12.7%
13位	繊維	38.2%	17.0%	31.7%	14.1%
14位	建材・住宅設備	34.3%	14.4%	39.1%	13.3%
15位	建設	43.5%	11.3%	34.0%	12.6%
16位	広告	52.5%	9.3%	27.6%	12.8%
17位	自動車・自動車部品	34.8%	14.6%	37.7%	13.9%
18位	金融・保険	53.2%	10.3%	27.0%	13.1%
19位	石油製品・石炭製品製造	35.3%	15.6%	37.3%	12.9%
20位	鉱業・採石・砂利採取	34.7%	18.2%	32.7%	15.6%
21位	電気・ガス・熱供給・水道	43.5%	12.5%	32.0%	13.2%
22位	不動産業・物品賃貸	46.2%	11.2%	30.2%	14.6%
22位	情報サービス・ソフトウェア	79.5%	4.0%	7.4%	10.5%
24位	廃棄物処理	43.5%	20.0%	22.8%	15.2%
25位	通信	56.6%	9.6%	25.2%	9.5%
26位	放送コンテンツ	61.8%	7.9%	21.0%	11.0%
27位	トラック運送	41.1%	25.6%	19.4%	15.9%

※回答者にて必ずしも各費目の合計が100%となるよう回答していないため、業種ごとに各費目の合計を足し上げても100%にはならない場合がある。

10

今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上に向けて、中小・小規模事業者の賃上げ原資を確保するためにも、公正取引委員会等とも連携し、粘り強く、以下の価格転嫁対策を進めていく。

① 労務費の指針の公表【内閣官房・公正取引委員会】（11月中）

⇒「指針」が交渉・転嫁に現場で活用されるよう、経済団体等を通じた「指針」の周知

② 「企業リスト（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）」の公表（2024年1月予定）

③ 評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言（ 〃 ）

④ パートナリシップ構築宣言の更なる拡大・実効性の向上